

○荊田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年12月25日

条例第30号

改正 平成28年6月29日条例第14号

平成29年6月30日条例第9号

平成29年12月25日条例第13号

令和2年12月22日条例第27号

令和3年9月30日条例第25号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第11号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 法第2条第3項に規定する個人情報をいう。
- (2) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (3) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (4) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (5) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(町の責務)

第3条 町は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び町長又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 町長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務(法令の規定により町長又は教育委員会が全部又は一部を行うこととされる事務を含む。)を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則(平成28年6月29日条例第14号)

この条例は、平成28年10月1日から施行する。

附 則(平成29年6月30日条例第9号)

この条例は、平成29年7月1日から施行する。

附 則(平成29年12月25日条例第13号)

この条例は、平成30年1月1日から施行する。

附 則(令和2年12月22日条例第27号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年9月30日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行し、令和3年9月1日から適用する。

別表第1(第4条関係)

機関	事務
1 苅田町 長	苅田町子ども医療費の支給に関する条例(昭和57年苅田町条例第16号)による子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2 苅田町 長	苅田町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(昭和58年苅田町条例第13号)によるひとり親家庭等医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
3 苅田町 長	苅田町重度障がい者医療費の支給に関する条例(昭和57年苅田町条例第23号)による重度障がい者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
4 苅田町 長	苅田町障害者生活サポート事業実施規程(平成18年苅田町告示第101号)による障害者生活サポート事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
5 苅田町 長	苅田町心身障害児放課後サポート事業実施規程(平成16年苅田町告示第15号)による心身障害児放課後サポート事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
6 苅田町 長	苅田町心身障害者機能訓練等事業運営規程(平成16年苅田町告示第16号)による心身障害者機能訓練等事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
7 苅田町 長	苅田町小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施規程(平成28年苅田町告示第62号)による小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
8 苅田町	社会福祉法人による利用者負担軽減助成に関する規程(平成

長	12年苧田町告示第58号)による社会福祉法人による利用者負担軽減助成に関する事務であって規則で定めるもの
9 苧田町長	苧田町介護保険サービス利用者負担額助成交付事業実施要綱(平成14年苧田町告示第41号)による介護保険サービス利用者負担額助成に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2(第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
1 苧田町長	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による障害児通所給付費, 特例障害児通所給付費, 高額障害児通所給付費, 肢体不自由児通所医療費, 障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給, 障害福祉サービスの提供, 保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって規則で定めるもの
2 苧田町長	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による障害福祉サービス, 障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
3 苧田町長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴

	に関する事務であって規則で定めるもの	収に関する情報(以下「国民健康保険関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「後期高齢者医療保険関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給, 地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
4	荇田町教育委員会	学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの
		荇田町児童生徒等就学援助規程(平成28年荇田町教育委員会告示第18号)による援助の認定に関する情報であって規則で定めるもの
5	荇田町長	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
6	荇田町長	知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)による障害福祉サー
		地方税関係情報であって規則で定めるもの

	ビス，障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	
7 苧田町長	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法による身体障害者手帳，精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報(以下「障害者関係情報」という。)であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの
8 苧田町長	介護保険法による保険給付の支給，地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
9 苧田町長	健康増進法(平成14年法律第103号)による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
10 苧田町長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの 後期高齢者医療保険関係情報であって規則で定めるもの 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの 障害者関係情報であって規則

		で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
11 荇田町長	荇田町子ども医療費の支給に関する条例による子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
12 荇田町長	荇田町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
13 荇田町長	荇田町重度障がい者医療費の支給に関する条例による重度障がい者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの
		後期高齢者医療保険関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
14 荇田町長	荇田町障害者生活サポート事業実施規程による障害者生活サポート事業の実施に関する事務で	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則

	あつて規則で定めるもの	で定めるもの
		生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
		地方税関係情報であつて規則で定めるもの
15 荇田町長	荇田町心身障害児放課後サポート事業実施規程による心身障害児放課後サポート事業の実施に関する事務であつて規則で定めるもの	<p>障害者関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)であつて規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であつて規則で定めるもの</p>
16 荇田町長	荇田町心身障害者機能訓練等事業運営規程による心身障害者機能訓練等事業の実施に関する事務であつて規則で定めるもの	<p>障害者関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であつて規則で定めるもの</p>
17 荇田町長	荇田町小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施規程による小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報であつて規則で定めるもの
18 荇田町長	社会福祉法人による利用者負担軽減助成に関する規程による社	生活保護関係情報であつて規則で定めるもの

	会福祉法人による利用者負担軽減助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
19 苜田町長	苜田町介護保険サービス利用者負担額助成交付事業実施要綱による介護保険サービス利用者負担額助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの